

○地域優良賃貸住宅整備基準（平成 19 年 3 月 28 日国住備第 164 号）

（傍線部は改正部分）

新	旧
<p>第 1 条～第10条 （略）</p> <p><u>（エネルギーの使用の合理化）</u></p> <p>第11条 <u>住宅は、原則として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第 2 条第 1 項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合しなければならない。</u></p> <p>第12条～第14条 （略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>本基準は、令和 4 年 4 月 1 日より適用する。</u></p> <p><u>2 令和 3 年度末までに調査設計に着手する場合は、本整備基準第 11 条の規定の適用については、なお従前の例による。</u></p>	<p>第 1 条～第10条 （略）</p> <p><u>（断熱及び結露防止）</u></p> <p>第11条 <u>住宅の屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じている屋根を除く。）又は屋根の直下の天井並びに外気に接する壁，天井及び床は，気候条件に応じて，熱の遮断に有効な材料等により，室内の温度の保持に有効な構造としなければならない</u></p> <p>第12条～第14条 （略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p><u>（新設）</u></p>